

公立小松大学次世代考古学研究センター規則

令和5年4月1日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立小松大学学則第4条第4項及び公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規則第9条第2項の規定に基づき、公立小松大学次世代考古学研究センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、公立小松大学（以下「本学」という。）の有する人的知的資源を活用して、国内外の文化資源に関する次世代型の研究拠点形成を形成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) マヤ文明遺跡の考古学及び小松の石文化学に関する事業の計画及び立案に関すること
- (2) マヤ文明遺跡の考古学及び小松の石文化学の調査・研究に関すること
- (3) 関係する学際研究分野との連携に関すること
- (4) 次世代考古学の創成、情報発信と研究成果の発信及び公開に関すること
- (5) 文化資源の保存及び活用に関すること
- (6) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 学長が指名する職員
 - (3) 客員研究員
- 2 前項第3号の採用、資格、責務等については別途定める。

(センター長)

第5条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

2 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

(公立小松大学研究・社会連携委員会)

第6条 センターの運営に関する基本的事項の審議は、公立小松大学研究・社会連携委員会（以下「委員会」という。）がこれを行う。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は別に

定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。